

令和3年度第11回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年10月27日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第21号 教育長職務代理者指名の件

日程第5 報告第22号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第6 報告第23号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第7 議案第29号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件

日程第8 議案第30号 芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件

閉 会

日程第4

報告第21号

教育長職務代理者指名の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）第13条第2項の規定に基づき、令和3年10月1日付けで鳥本和宏委員を教育長職務代理者に指名したので、報告します。

令和3年10月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

日程第 5

報告第 2 2 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 3 年 10 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和3年度就学援助認定総括表(令和3年10月認定者)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校			1		1		2
芽室南小学校							0
合計	0	0	1	0	1	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				2

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

令和3年度就学援助認定総括表

(令和3年10月5日現在)

申請世帯	156	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	140	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	139	世帯
経済的困窮世帯	55	世帯
児童扶養手当受給世帯	78	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎9年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	156	140	16	1	12.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	6	9	13	10	17	17	72
上美生小学校						1	1
芽室西小学校	6	4	10	4	5	10	39
芽室南小学校							0
合計	12	13	23	14	22	28	112

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	22	15	25	62
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	8	6	14	28
合計	30	22	41	93
合計				205

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	2	2	1	4	1	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	3			1	1	6
芽室南小学校		1			2		3
合計	2	6	2	1	7	2	20

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	3	2	7
上美生中学校				0
芽室西中学校		1	1	2
合計	2	4	3	9
合計				29

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	2	8	3	9	13	37
					1	1
2	1	3	2		9	17
						0
4	3	11	5	9	23	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	9	11	32
	1		1
5	3	6	14
17	13	17	47
合計			102

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○生活保護廃止世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室中学校 3年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 2年 1人

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

芽室西中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第6

報告第23号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和3年10月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第7

議案第29号

芽室町文化賞等規則中一部改正の件

芽室町文化賞等規則の一部を改正しようとするものであります。

令和3年10月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町文化賞等規則の一部を改正する規則

芽室町文化賞等規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、少年文化特別賞」を削る。

第2条第2項中「、少年文化特別賞」を削る。

第6条を削り、第7条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項を削り、第2項と第3項を1項ずつ繰り上げる。

第11条中「ただし、過去において同一団体が同一部門で文化賞等を受賞している場合には、新たな構成員にのみ記念品を贈呈するものとする。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

芽室町文化賞等規則の一部を改正する教委規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞、少年文化賞及び少年文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 文化賞及び文化奨励賞は高校生以上を対象とし、少年文化賞及び少年文化奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞、少年文化賞、少年文化特別賞及び少年文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 文化賞及び文化奨励賞は高校生以上を対象とし、少年文化賞、少年文化特別賞及び少年文化奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</p> <p>3 一略一 (少年文化特別賞)</p> <p>第6条 過去に少年文化賞を受賞した個人又は団体が再度、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、同一分野で前条各号のいずれかに該当する成績を収めた場合、芽室町少年文化特別賞（以下「少年文化特別賞」という。）を贈り、これを表彰する。</p> <p>(少年文化奨励賞)</p> <p>第7条 一略一 (表彰の制限)</p> <p>第8条 文化賞は、同一人及び同一団体が同一部門で受賞することはできない。ただし、次の各号に該当するときは、この</p>

改正案

現行

限りでない。

(1) 過去に同賞を受賞した団体が、構成メンバーに変更が生じ、新たに構成メンバーとなった者を対象とする場合

(2) 優秀選手の部で分野が異なった場合

(3) 高校生が同賞を受賞する場合

(4) 過去に高校生で同賞を受賞した者が、高校卒業後に再度同一分野で同賞を受賞する場合

2 一略一

3 一略一

(表彰候補者の推薦)

第9条 一略一

(受賞者の決定)

第10条 一略一

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

第11条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。ただし、過去において同一団体が同一部門で文化賞等を受賞している場合には、新たな構成員にのみ記念品を贈呈するものとする。

(表彰期日)

第11条 一略一

(委任)

第12条 一略一

附 則

この規則は決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(表彰期日)

第12条 一略一

(委任)

第13条 一略一

日程第 8

議案第 30 号

芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 3 年 10 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正する規則

芽室町スポーツ賞等規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、少年スポーツ特別賞」を削る。

第2条第2項中「、少年スポーツ特別賞」を削る。

第6条を削り、第7条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項を削り、第2項と第3項を1項ずつ繰り上げる。

第11条中「ただし、過去において同一団体が同一競技でスポーツ賞等を受賞している場合には、新たな構成員にのみ記念品を贈呈するものとする。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正する教委規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これらによって必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2条 一 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞は高校生以上を対象とし、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</p> <p>3 一略一</p> <p>(少年スポーツ奨励賞)</p> <p>第6条 一略一 (表彰の制限)</p> <p>第7条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、少年スポーツ賞、少年スポーツ特別賞及び少年スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これらによって必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2条 一略一 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞は高校生以上を対象とし、少年スポーツ賞、少年スポーツ特別賞及び少年スポーツ奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</p> <p>3 一略一 (少年スポーツ特別賞)</p> <p>第6条 過去に同賞を受賞した個人又は団体が再度、同一競技で前条各号のいずれかに該当する成績を収めた場合、芽室町少年スポーツ特別賞（以下「少年スポーツ特別賞」という。）を贈り、これを表彰する。</p> <p>(少年スポーツ奨励賞)</p> <p>第7条 一略一 (表彰の制限)</p> <p>第8条 スポーツ賞は、同一人及び同一団体が同一部門で受賞することはできない。ただし、次のいずれかに該当するとき</p>

改正案

現行

は、この限りでない。

(1) 過去に同賞を受賞した団体に、構成メンバーに変更が生じ、新たに構成メンバーとなった者を対象とする場合

(2) 優秀選手の部で競技が異なった場合

(3) 高校生が同賞を受賞する場合

(4) 過去に高校生で同賞を受賞した者が、高校卒業後に再度同一競技で同賞を受賞する場合

2 一略一

3 一略一

(表彰候補者の推薦)

第9条 一略一

(受賞者の決定)

第10条 一略一

(表彰)

第11条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。ただし、過去において同一団体が同一競技でスポーツ賞等を受賞している場合には、新たな構成員にのみ記念品を贈呈するものとする。

(表彰期日)

第12条 一略一

(委任)

第13条 一略一

一略一

2 一略一

(表彰候補者の推薦)

第8条 一略一

(受賞者の決定)

第9条 一略一

(表彰)

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 一略一

(委任)

第12条 一略一

附 則

この規則は決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。